

「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画
いたばしアクティブプラン」の
平成24年度実施結果に関する評価について

答 申

平成25年9月

板橋区男女平等参画審議会

(写)

平成25年9月2日

東京都板橋区長
坂本 健 様

板橋区男女平等参画審議会
会 長 関 根 靖 光

男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブプランの
平成24年度実施結果に関する評価について (答申)

板橋区男女平等参画審議会は、平成25年5月17日付25板政参第28号をもって
諮問された「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画いたばしアクティブ
プラン」の平成24年度実施結果に関する評価について、議論を重ねてまいりました。

この度、別添のとおり審議結果を取りまとめましたので、これを答申いたします。

当審議会としては、本答申を踏まえ、板橋区において十分な議論を行い、評価結果を
次年度以降に反映されるよう希望いたします。

目 次

はじめに	1
1 平成24年度実施状況に関する評価	5
2 参考資料	33
資料1 評価方法について	
資料2 第四次行動計画体系および評価評語一覧	
資料3 諮問文	
資料4 板橋区男女平等参画審議会開催状況	
資料5 板橋区男女平等参画審議会委員名簿	

はじめに

戦前、婦人参政権を中心に男性と均等の社会参画の権利を求めてきた運動は、戦後、憲法第 14 条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」という民主主義原則に結実されました。社会の門戸は理想的には男女に平等に開かれた形になりましたが、「男性は外で仕事、女性は内で家事」といった性別役割分担観は依然として根強く残りました。個人が合理的な理由なく区別されることを「差別」と名づけるとすれば、女性差別の社会的構造が潜在的に続いてきたと言えます。女性が個人として自分の能力を発揮して自由に自己実現することや、市民として政治・経済・社会で平等に参画する権利が大なり小なり阻害されてきた事実は否定できません。この流れに明確な拒絶の刻印を押したのが、1985 年（昭和 60 年）に批准された女子差別撤廃条約です。政治的・経済的・社会的活動、教育・雇用・保健・婚姻・家族関係など、文字どおりあらゆる領域での女性差別の撤廃を、締約国である日本が自発的に取り組むよう求めています。この条約に触発されて今日まで、男女雇用機会均等法をはじめ数々の法律が制定され施策が講じられてきました。この大きな流れの中に男女共同参画社会基本法も位置づけられます。

この基本法は、①男女の人権が平等に尊重され、②社会制度や慣行が差別的にならないよう十分に配慮され、③政策等の立案から決定に至る過程へ女性も平等に参画でき、④男女とも家庭生活と仕事とが両立できている、そのような日本社会の実現をめざしています。板橋区はこれらの内容に、⑤セクシュアル・ハラスメントや配偶者暴力などの差別行為禁止を加えて、区議会において「条例」として議決し、板橋区をそのような理想的な社会にするとの覚悟を内外に示しました。その覚悟を実行に移す具体的プランが、「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画～いたばしアクティブプラン」です。私たち審議会は、昨年を引き続き、このプランの平成 24 年度における実施結果を評価しました。

評価の方法ですが、板橋区ではアクティブプランの実施に際し、基本的に P D C A サイクル（P l a n = 計画 → D o = 実行 → C h e c k = 評価 → A c t = 改善）の 4 段階モデルに沿って行うことになっており、所管課の自己評価及び審議会の外部評価は、このサイクルの 3 番目の段階の C に当たります。しかし実際の評価がより適切であるためには、この P D C A サイクルの意味を今一度十分に確認したうえで適用しなければなりません。以下、注意すべき 3 点を指摘し、同サイクルの更なる効果的な活用を要請する次第です。

第 1 点は、各所管課特有の任務があり、その業務遂行のために日夜努力されていることは重々承知していますが、ここでは男女平等参画基本条例の上記の理念に照らし

合わせて自己評価すべきという点です。たとえ課固有の業務で所定の成果が得られても、それが男女平等の推進と差別撤廃につながらなくては、評価できないということです。平成 23 年度評価において、この理念適合性の観点の重要性を指摘しましたが、平成 24 年度も依然として、理解されていない課が見受けられます。常に根源の理念に戻って、自分の課はどのような点で板橋区における男女平等社会実現に貢献できるかを再考・吟味し、立案内容に創造的に取り組み、その実施効果を自己評価し、改善点があれば改善しなければなりません。このような評価スタイルは、垂直の P D C A サイクルとでも名づけることができ、審議会も、各課の垂直的 P D C A の遂行度合いに根本的な関心を持っています。

一例を挙げれば、女性が出産・育児・介護で途中退職せずに労働し続けられるよう労働環境を改善するワーク・ライフ・バランスの様々な施策は、少子高齢化による労働力不足を補うためだけのものであるならば、男女平等参画の本意から離れることとなります。女性にも人生の自己実現、生活の自主自立、また市民としての社会参画の意味で労働する権利があります。ワーク・ライフ・バランスの施策は、そのような観点から捉え直し、取組の基点としなければなりません。

各所管課は今後、男女平等参画基本条例のみならず、男女共同参画社会基本法から更に遡って、女子差別撤廃条約の理念まで十分理解するように努めてください。プランの残り 3 年間で、少なくとも条例の内容について熟知し、理念適合性の観点から取り組むことを義務と心得てください。

第 2 点は、アクティブプランのスタート時に設定した取組が、評価対象の年度において所定の具体的目標を達成したかどうか、また、達成の可否の要因は何であって、次年度以降に改善すべき点・継続すべき点・新たに設定すべき点は何かなど、水平的 P D C A サイクルとでも名づけられる検証を徹底的に行い、厳しく自己評価すべきです。しかし、達成度が数値的であろうとなかろうと、達成度のみの観点からの評価では中途半端です。内外の原因の分析も行い、推定された原因から改善を試みなければなりません。自己評価の報告が達成に関する事実報告にとどまり原因分析にまで至らない課は、C A にまでサイクルが及んでいないと考えられます。

一例を挙げれば、「政策・方針決定過程等における女性の参画促進」の取組として、区の審議会委員等の女性委員比率を平成 27 年度までに 40% にするとの目標を掲げていますが、この数年、30% の頭打ち状態が続いています。この原因は何でしょうか。状況を劇的に改善するためには、比率の低い委員会からその理由を聴取し、構造的要因を突き止め、積極的改善措置を講じなければなりません。単なる比率の推移の報告だけでは、サイクルの C A 部分の欠如とみなします。

更に次の点に留意してください。たとえ水平的 P D C A を十全に行っても、男女平等参画社会実現といった本来の目的にどのような点で適合するかが明瞭でないため

評価しにくい取組が見られます。常に垂直的P D C Aから水平的P D C Aをも再検討し、取組内容や方法に創意工夫をこらす必要があります。

例えば、「生涯を通じた健康づくり支援」で行われている様々な健康診査や検診ですが、健康管理に関する事務は、男女を問わず、生命・健康維持のために必須の取組です。区の達成度は大変高いと評価できますが、女性の権利や差別撤廃の観点からどのような点を加味して努力されているのかが見えてこない、このプランの中に位置づけられている理由が判然としません。それに対して、取組「女性の健康づくり支援」は目的が明確です。前者の診査や検診も、同様の視点から抜本的な工夫はできないものでしょうか。

第3点は、このプランの真の達成評価は、区民が判断するものであるという点です。所管課の自己評価や審議会の客観的評価がいくら高くても、区民自身が男女平等参画の向上を享受できていると実感できなければ、区の努力は効果が低く、単なる自己満足に終わります。P D C Aサイクルも、主役の区民抜きの行政完結型の閉鎖的なものになります。住民の立場に立ったP D C A、住民本位のP D C Aであるべきです。垂直的・水平的P D C Aは、この住民本位P D C Aに統合されるべきです。「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」による検証がどうしても必要な所以です。アクティブプラン策定のため平成22年に同調査を実施しましたが、平成23、24年度については実施されず、区民自身の実感的評価を推測する手立てはゼロでした。審議会の外部評価は、そのような意味で、原理的な弱点を持っていると言えます。今後はできる限り、各取組に参加した区民に対して、毎回小アンケートなどの調査を行ってください。それも単に感想的なものだけでなく、区民参画の意義を持つ積極的なアイデア提供の機会にしてください。所管課の自己評価及び審議会の外部評価にとって最も基本的な判断材料となりますから。ただし、取組の成果を享受する区民がどのような主体かによって、同じ環境が異なる状況として体験されるので効果の評価については最大限の注意が必要です。

例えば、性別、年齢別、就業の有無、正規・非正規労働別、健康状態、介護・要介護状態、心身障がいの有無等々、各主体の見える景色は異なり、ニーズも異なります。

以上、評価において留意すべき3点を要約すると、「男女平等参画と女性差別撤廃の理念をこの板橋区において実現するため、区の各所管課は垂直的・水平的・住民本位のP D C Aを心がけていただきたい」ということです。

平成24年度の区の取組全体に対する外部評価は、本文を参照してください。板橋区は、男女平等参画の理念が実現された区の未来の姿を4つの「めざす姿」として具象化しています。その「めざす姿」別に外部評価が整理されています。

以下、審議会として特に次年度に実現を強く要望している取組を列挙しました。関係部署はもとより役所全体が奮起して一丸となって取り組まれることを期待します。

特に改善していただきたい取組

【取組 1】

区職員の男女平等参画基本条例及び男女平等参画の理解度が低いと言えます。実態の把握及び教育訓練等の普及・啓発について、具体的改善案を提案し、結果報告をしてください。

【取組 9】

男女混合名簿作成が 100%となりましたが、男女混合名簿の推進が男女平等参画社会実現に向けた取組の一環であることを踏まえて、利用状況や適切性を確認し、報告してください。

【取組 11】

平成 25 年 4 月 1 日現在における審議会等の女性委員比率が、昨年同日と比較して低下しています。比率低下の十分な検証と、目標値 40%に到達するための抜本的対策を提案し、結果報告をしてください。

【取組 14, 28, 29】

一般事業主行動計画やワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、個別企業、事業所に対しては、より一層の取組と工夫が必要です。産業振興課と男女社会参画課が連携し、実効性のある取組を提案し、結果報告をしてください。

平成 25 年 9 月 2 日

板橋区男女平等参画審議会
会 長 関 根 靖 光

平成24年度実施状況に関する評価

★印は、重点取組

めざす姿1	「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会	評価評語	B+
めざす姿1の成果と今後の方向			
<p>めざす姿1は、板橋区男女平等参画基本条例（以下、「条例」といいます）の第3条第1項第3号「男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと」を中核として、この板橋区を「男女平等参画の意義を広く理解し、行動に結びつく社会」にしようと、その実現をめざす試みです。</p>			
<p>この「参画」は単なる「参加」と異なり、立案の段階から政策等の意思決定過程の全てに男性と対等に参加する、という意義を有します。広く捉えれば、板橋区の家庭生活、職場、地域コミュニティ、区行政との協働のどの場面においても、区民が意思決定過程に対等に参画できる、そのような区の姿が目標となっています。</p>			
<p>課題1は、男女社会参画課による条例の区民への普及啓発活動ですが、成人式や区民まつりなど、様々な機会を捉えて行われ、ツイッターの活用、チラシやパンフレットの配布方法の見直し、特に女性に対する暴力禁止の啓発など、精力的に展開し、また大学や町会連合会・商店街連合会・産業連合会等との連携も積極的に推進しています。男女平等推進センターの活性化は、区民の参画の絶好の機会です。地道な活動は、いずれ必ずや成果が見られると思われませんが、限られた予算と人員の厳しい制約条件があっても、毎年、最も効果的かつ効率的活動をめざしていただきたいものです。</p>			
<p>残念な点は、条例に対する区職員の認知度が極めて低いことです。足元の普及啓発はどうでしょうか。ひとり男女社会参画課が頑張っても、めざす姿の実現は至難です。全庁一体となって取り組むためには、全職員が条例を理解し、その基礎である男女共同参画社会基本法の理念や、そして女子差別撤廃条約の精神を汲み取らなければなりません。男女社会参画課はその啓発の役目を担っていると言えるでしょう。</p>			
<p>課題2は、「学校等における男女平等教育・学習の充実」ですが、小・中学校における男女混合名簿の100%実現が、形だけのものに終わらないよう、また学校生活における隠れた差別にも注意を払い、男女平等の実現に向けて生活指導の工夫を望みます。</p>			
<p>平成25年度は、人権教育の模範小学校の全学年で、テーマに「男女平等・いじめ防止」が組み込まれているようなので、その成果を期待し、区の全学校へ適用を試みていただきたいものです。</p>			
<p>課題3は、めざす姿1のみならず、条例そのものの中核とも言える「政策・方針決定</p>			

過程等における女性の参画促進」です。板橋区は、男女平等参画の推進に多大な影響を与える審議会委員等の女性委員比率を 40%にするという高い目標を掲げていますが、30%前後の頭打ち状態が続いています。世界経済フォーラムによる昨年の男女平等度の世界ランクで日本は、企業における女性参画の象徴である幹部・管理職の人数は 135 か国中 106 位、政治への女性参画の象徴である女性国会議員の人数は 102 位と、最低ランクに低迷していることを考えれば、区の現状も致し方ないとも思えますが、むしろ板橋区は、日本のこの現状を先頭に立って打破するくらいの気概を持って、めざす姿を本当に実現する方向で突き進んでいただきたいものです。

課題1

行動に結びつく男女平等の意識づくり

評価評語

B+

課題1の成果と今後の方向

重点取組1に関しては、男女社会参画課の日頃の努力を評価します。今後も、予算と人員の厳しい制約条件の中で、ともかく最善の效果的企画に効率的に取り組んでいただきたいものです。残念なことは、条例に対する区職員の認知度が極めて低い点です。まず庁内で条例について周知徹底することを望みます。

取組2については、主にDV防止の啓発的な活動が行われており、配偶者暴力相談支援センターと一体化した男女社会参画課ならではの実績は高く評価できます。

取組3は、様々な情報媒体による意識づくりですが、双方向的に展開する可能性をどのように上手に活用するのが今後の課題と考えられます。

取組4は、男女平等参画の考え方を大学や町内、地域の商業コミュニティ・産業コミュニティといった実社会に広げ実践しよう、という試みですが、比較的男女平等が保障されている教育機関を除き、他の領域は男女平等意識がなかなか浸透できない領域と考えられます。少しずつですが、それぞれの領域の内部から、男女を問わず協力してくれる人を得て辛抱強く実績を積んでいくしかありません。どこかでブレイクスルーがあるかもしれません。

重点取組5は、登録団体アンケートで「区民の主体的な組織構成」にほぼ6割の賛成者がいましたが、男女社会参画課の判断は、時期尚早という消極的なものでした。区民と行政が参画しあって、男女平等推進センターを活性化することは、条例に則していることなので、もっと積極的に説得するくらいの態度を求めます。

取組6は、区民協働企画講座やフォーラムにおいて区民が参画する場を提供しており、一層の発展を願います。

取組7は、登録団体の活動支援です。団体の固定化に懸念を示していますが、そのような団体こそ大事にすべきで、満足度が高いと、自ずから新しい団体も登録しよう

か、ということになると思われます。

取組 8 は、相談体制の充実のため、専門性の高い適格な相談員に委託することになった点は前進ですが、委託者である男女社会参画課はその受託者に、板橋独自の基本的考え方を伝える労を惜しんではなりません。

施策の方向 (1) 男女平等意識の普及・啓発

★取組1 板橋区男女平等参画条例の理念の理解と定着[男女社会参画課]【重点取組】

取組1の成果と今後の方向

評価評語

B

区民に対する普及・啓発の努力は評価します。成人式で 4,900 人に条例のパンフレットを配布したことは大変効果のある取組です。今後、区民まつりの全体受付の場所で参加者全員に配布するとか、保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校・大学の入学式や卒業式で配布すること等も検討してください。再三、審議会で指摘したことですが、板橋区の平成 22 年度職員意識調査によると、条例の認知度が低いです。これでは条例に則したとされる各部署の取組に若干の疑問を感じざるを得ません。また、「企画や方針決定に女性の参画が少ない理由」の 1 位と 2 位に、「性別役割分担・性差別意識」と「男性優位の組織」が挙げられている点は問題が深いことを示しています。まず、役所内の男女平等参画の意識を広げ、全庁で協力して区民の男女平等参画の推進にあたることを切に願います。

取組2 実践につながる地域の課題解決支援[男女社会参画課]

取組3 より効果的な普及・啓発のための手法の検討・活用[男女社会参画課]

取組4 大学や町連、商連、産連等と協働で進める意識づくり[男女社会参画課]

施策の方向 (2) 男女平等推進センター スクエア・I(あい)の機能充実・活性化

★取組5 センター活性化へ向けた取組[男女社会参画課]【重点取組】

取組5の成果と今後の方向

評価評語

B

登録団体アンケート集計によると、「区民の主体的な組織構成」について約 6 割が「必要である」とし、その理由として「区民の参加なくして活性化はできない」に類する意見が顕著です。まさに区行政への（参加ではなく）「参画」を区民が望んでいると解釈すべきです。男女社会参画課は他のアンケートの意見も勘案してか、「区民の主体的な組織構成」は時期尚早との判断を下しています。自ら活性化に一種ブレーキをかけている印象です。課の名称そのものが課の役割を明示しています。男女平等参画社会の理念は、国民一人ひとりが何らかの意味で社会に参画できることを大前提としています。そういう意味で、セン

ター活性化という問題は、区民の「参画」に関して板橋区がどのように考えているかを占う好例と言えます。より具体的な活動の周知や、交流・学習の場所の提供としての認知度を上げていく必要があります。

なお、センターの認知度が低いので、スクエアI（あい）の名称をより親しみのあるものに変える提案も出されています。

取組6 区民との協働推進[男女社会参画課]

取組7 男女平等推進センター登録団体への支援[男女社会参画課]

取組8 相談体制の充実[男女社会参画課]

課題2

学校等における男女平等教育・学習の充実

評価評語

B+

課題2の成果と今後の方向

重点取組9については、小・中学校における男女混合名簿が100%実現された点では画期的です。ただし、実体が必ずしも伴わない学校例の指摘もあります。今後、文字どおり100%の実現に向けて各校が更に自己努力していただきたいものです。その他、学校生活で正当な理由もなく差別、つまり差別していることが多々あるのではないのでしょうか。

図書館に男女平等参画の図書コーナーを備えることや、女子生徒にパンツスタイルの制服を選択できるようにするなど、具体的提案が委員から出されています。カリキュラムについて、板橋第十小学校の全学年の年間指導計画に、「男女平等・いじめ防止」が組み込まれていることは、画期的なことです。しかし、それは平成25年度からで、評価対象の平成24年度は全学年で年間2回のみ男女平等がテーマとなっているため、評価Aとはなりません。

取組10は、男女平等意識向上のための教員等の研修ですが、「まずは、職員教育を充実してほしい。そのための予算も確保し、隔年ではなく、毎年の事業として進めていただきたい」と、研修効果への期待の意見もあります。両課とも、「いたばし学び支援プラン（板橋区教育振興推進計画）—平成21年度～27年度」及び「次世代育成推進後期行動計画—平成22年度～26年度」に基づき、体系的・計画的にその本務を遂行中であると思われませんが、男女平等参画社会実現に向けて、意義ある寄与を期待します。

施策の方向(3) 学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成

★取組9 生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上[指導室、保育サービス課] **【重点取組】**

取組9の成果と今後の方向

評価評語

B+

まず指導室に対してですが、小・中学校における男女混合名簿の100%実現は画期的です。しかし形は整っても、急激な達成に実体が伴っているのでしょうか。複数の委員から反例が指摘されています。「ある中学では今年度になっても男女別に掲示板が区別されていたり、出席番号が男子は1番から、女子は30番からと決められている」。この混合名簿は、合理性のない区別は差別であるとの原則に基づく改革ですが、基本は、児童・生徒一人ひとりを個的人格として尊重しあう学校環境を作り上げることにあります。名簿以外に、改善すべき不当な差別もまだ多々あるでしょう。今後の目標を具体的に挙げていただきたいものです。委員の一人は、女子の制服がスカートに限定されているが、かわいらしく・おしとやかに、という概念の押しつけであり、パンツスタイルの制服も選択肢としてあって良いのではないかと、学校の場における社会的・文化的な性別規定からの解放を訴えています。ヒアリングの資料として、板橋第十小学校の全学年における平成25年度の人権教育年間指導計画が配布されました。同小学校の平成24年度は、男女平等参画に関して、5年生の11月に「男女の理解」、6年生の11月、12月に「同和問題・女性」の2か所しか確認できなかったのに対して、平成25年度は全学年で「男女平等・いじめ防止」がカリキュラムの一つの領域として掲げられています。或いは、どのカリキュラムにも関わる全校的な生活指導なのでしょうか。いずれにせよ、今年度は画期的な推進です。しかし審議会の評価は、平成24年度実績が対象のため、残念ながら評価はB+とします。

次に保育サービス課に対してですが、「いたばし子ども未来応援プラン(板橋区次世代育成推進後期行動計画)一平成22年度～26年度」の体系的計画に基づき、同課も着々と成果を上げていることと思いますが、男女平等参画の観点から次世代育成について、どのような創意工夫をされてきたのかが、この審議会では問われています。この点に留意して自己評価をしていただきたいものです。保育園の教材・カリキュラムの取組について、平成23年度は「粘土板や縄跳び・はさみ等同一色のものを購入している」との報告があり、それに対して審議会は、社会的・文化的な性別(ジェンダー)中立的な単一の感情表現や行動形式にこだわりすぎる保育をすると、かえって萎縮した歪んだ人格にとどまる危惧もあることを指摘しました。人間教育の観点からは、感情を表現するた

め多様な色を準備した方が良いと考えられるからです。基本は、豊かな価値実現を可能にする個性的な人格尊重の保育であるべきであり、平成 24 年度は審議会の指摘に対して、「粘土板・縄跳び・はさみ等の教材は各色を揃えた」ことは評価します。

施策の方向(4)	教育に携わる者の男女平等意識の向上
取組10	教職員等へ向けた意識啓発の促進[指導室、保育サービス課、子ども政策課]

課題3	政策・方針決定過程等における女性の参画促進	評価評語	B
-----	-----------------------	------	----------

課題3の成果と今後の方向

重点取組 11 は、男女平等参画行動計画の中核とも言えます。板橋区の家庭から企業、そして区政に至るまで、男女が平等に参画できる社会が目標となっています。平成 23 年度末に男女社会参画課と総務課が共同で各部署の部課長宛に女性委員登用の依頼文書を通知したことは高く評価できます。しかし、通知のタイミングの問題もあり、結果は前年度より若干減ったほどです。一部の委員から、40%の目標がそもそも高過ぎるのではないかとの指摘もありましたが、登用の構造的問題などを解消しない限り、自然の推移に任せても実現は不可能と思われます。目標の比率を割当制にするなどの施策が今後必要となると考えられます。町会連合会・商店街連合会などの女性役員比率も依然として低いですが、「もっと根源的な問題点や社会の経済的問題があるのではないか」、従って比率を向上させるのは困難ではないかとの感想も寄せられています。確かに、世界経済フォーラムによる男女平等度ランキングで、昨年、日本は 101 位でした。戦後日本の女性の地位は、個人尊重の民主主義大原則のもと、戦前と比較にならない向上を遂げましたが、戦後 70 年近く経った現在においても、政治分野で女性国会議員数が世界 102 位、経済分野で幹部・管理職数が 106 位と低迷しています。社会・政治・経済的に「根源的な問題点があるのではないのでしょうか。」

取組 12 では、区民の声が直接反映する窓口は整備されているようですが、果たして、これが実際の区政にどのような道筋を通して反映し実現されるか、その道筋ができていなければ、いわゆる不満のガス抜き効果しかないのではないかと考えられます。

取組 13 のうち、いたばしアイカレッジは男女平等参画基礎講座などを通じて、社会・教育・法律・経済・労働・歴史・国際比較など基礎分野における男女平等の理念と女性差別の現状を学ぶことができる貴重な機会となっています。町会連合会、商店街連合会、産業連合会における女性参画の推進は、内発的な変化を待つだけでなく、行政の指導のもと、理解ある男女の区民と協働で作りに上げていかなければなりません。地道な作業ですが、その中で、行政と区民との信頼が生まれてくると考えられます。

施策の方向(5)	政策・方針決定過程等への女性の参画拡大		
★取組11	審議会委員等への女性の参画促進[男女社会参画課、総務課]【重点取組】		
	取組11の成果と今後の方向	評価評語	B
	<p>男女社会参画課に対してですが、「政策・方針決定過程等における女性の参画促進」は、男女平等参画の一番の要諦です。戦後、婦人参政権が認められましたが、教育の場以外の実社会においては、家庭、職場、地域、政治などにおける女性の地位に顕著な向上は見られません。頭打ちになっているのが現状です。2012年秋に世界経済フォーラムが発表した「世界男女格差報告」によると、日本は女性の識字率、初等教育及び中等教育への就学、健康寿命では世界1位です。しかし、「政治への関与」は世界ランク110位、「経済活動への参加と機会」では102位となっています。特に、経済分野では「幹部や管理職」の点で100位、政治分野では「女性国会議員の人数」が102位と低迷しています。教育関連では、1位の初等・中等教育の就学に対して「大学及び職業専門教育への就学」が100位と大きく後退しています。戦後導入された個人尊重の民主主義が日本の実社会においてどの程度成熟したかどうか、この結果を見れば一目瞭然と思われまます。板橋区も例外ではありません。審議会委員等の女性委員の比率が伸び悩んでいます。平成24年度は平成23年度より、若干ですが、低下しているほどです。平成23年度末に男女社会参画課と総務課が女性委員比率の上昇に関して各部署へ文書で通知を行った点は、第一歩として評価できますが、効果は見られませんでした。両課には、諦めずに連携して課題実現に邁進することを強く望みます。</p> <p>総務課に対しては、平成23年度末に男女社会参画課と総務課が連名で全区に「積極的な女性委員登用(依頼)」文書を通知したことを評価します。しかし、同課が自己評価報告で十分に自覚しているように、政策・方針決定過程への女性の参画課題は、審議会委員等の女性委員比率に限定されるものではなく、区内の家庭から政治に至る様々な領域で、女性の参画比率を高めるのが本旨です。男女社会参画課と明確な責任分担を自覚しながら連携を強めていただきたいものです。</p>		
取組12	区民の区政参加・意見反映機会の充実[広聴広報課]		
取組13	女性リーダーの育成と活用[男女社会参画課、地域振興課、産業振興課]		

めざす姿2の成果と今後の方向

めざす姿に向けて、「働く場における男女平等参画の推進」を図ることは極めて重要な課題であり、これについては企業・事業所への普及・啓発を中心に、主に男女社会参画課と産業振興課が取り組んでいます。

このうち男女社会参画課は、企業向けパンフレットの配布やセミナーの開催、区民まつりや成人式などのイベントを通して、男女平等参画の普及・啓発に取り組んでおり、基本的な取組としては一定の評価ができます。東京家政大学と共催で連続講座を開催したことも評価できます。

しかしながら、企業や事業所への普及・啓発を効果的に行うためには、産業振興課との連携が大きな意味を持つと考えられるにもかかわらず、両課の連携が必ずしも十分であったとは言えません。審議会では企業・事業所に対するアプローチ不足や両課の連携不足を指摘する意見が多くありました。今後は、両課のより一層の連携を図り、企業・事業所に対するアプローチが十分に行われるよう期待します。また、条例やアクティブプランについて、板橋区職員の認知度が低いことから、外部へのアプローチだけでなく内部へのアプローチの充実を求めます。

一方、産業振興課については、中小・零細企業や商店など経営環境が厳しく、余裕もない中で、男女平等参画の推進に向けて個別的・具体的にアプローチすることは容易ではないと推察されます。とはいえ、働く場における男女平等参画の推進には、企業や事業所の意識が大きく左右するため、効果的な普及・啓発に向けて取組の一層の充実を求めます。その際、男女社会参画課との連携を図ることが大切であり、そのための工夫と努力を期待します。

なお、ワーク・ライフ・バランスの推進に関して、次世代育成支援対策推進法は従業員101人以上の事業主に具体的な行動計画の策定を義務づけ、100人以下の事業主には行動計画の策定を努力義務としています。そうした法令対応の観点から、区内企業・事業所における行動計画の策定状況を可能な限り把握し、必要な支援、対応を行うことが望まれます。

自立に向けた就労支援や経済の安定に向けた支援、生活の安定に向けた支援については、例えば父子家庭も含めたひとり親家庭の自立支援プログラムを策定するなど、一定の取組ができており評価できます。今後は、ひとり親家庭の特性を踏まえ、利用者目線に立ったアプローチが期待されるとともに、取組の一層の充実に向けたPDCAサイクルに基づいた改善努力が望まれます。

高齢者の安定した生活に向けた支援については、基本的な取組は順調に進められており、一定の評価ができます。ただ、各種取組が男女平等参画推進という視点をどこまで持っている、どういう成果を上げているかが必ずしも見えないため、各種取組の単なる充実にとどまらず、男女平等参画という視点や成果を意識した取組の充実が求められます。

生涯にわたる心とからだの健康支援については、いずれの取組も概ね順調に進められており、一定の評価ができます。ただ、「こんにちは赤ちゃん事業」など、必ずしも目標どおりに達成できていない取組があることや、中高生へのアプローチなどに関して教育委員会との連携を更に図ることなど、取組のより一層の工夫や充実が望まれます。

課題4

働く場における男女平等参画の推進

評価評語

B

課題4の成果と今後の方向

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を図ることは重要な課題であり、その意味で企業や事業所に対する男女共同参画の普及・啓発を行うことは一つの有効な手段だと考えられます。これに関して男女社会参画課は、パンフレットの配布やセミナーの開催などを通して普及・啓発に取り組んでおり、その基本的な取組については一定の評価ができます。しかし、企業や事業所などと大きな関わりを持つ産業振興課をはじめとする関係部局との連携が必ずしも十分に図られているとは言えず、今後より一層の働きかけが望まれます。また、企業・事業所に対するアプローチも不足していると思われま

す。一方、産業振興課については、企業や事業所に対して、積極的な体制で普及・啓発活動をしているとは評価できません。今後とも工夫の余地があるところは積極的な姿勢が望まれます。中小・零細企業が多い中で、個別的・具体的にアプローチすることには困難が伴うとはいえ、その果たすべき役割の重要性に鑑みて、普及・啓発や各種支援に関してより一層の努力が求められます。とりわけ、男女社会参画課との十分な連携が必要であり、今後更に工夫することが期待されます。

施策の方向(6)

男女の均等な機会と待遇の確保促進

★取組14

企業・事業所への普及・啓発[男女社会参画課、産業振興課、(公財)産業振興公社]
【重点取組】

取組14の成果と今後の方向

評価評語

B

男女社会参画課としては、企業向けパンフレットやセミナーなどを通して普及・啓発に取り組んでおり、基本的な取組においては評価できます。また、「板

<p>橋区ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰実施要綱」は、厳しい評価基準を設けており評価します。その一方で、個別企業や事業所・商店などに対するアプローチには、もう一段の工夫と努力が求められます。特に、産業振興課をはじめとする関係部局への働きかけが重要であり、その点での一層の取組を期待します。</p> <p>一方、産業振興課に関しては、男女平等参画を推進する観点から、「産連ニュース」の活用など一定の努力は認められるものの、必ずしも十分な取組がなされていないように思われます。一般事業主行動計画の作成支援・作成割合の把握を含め、企業や事業所、商店などに対するより積極的な取組が求められます。</p>			
施策の方向(7)	多様な能力の発揮を可能にするための支援		
取組15	若者の自立に向けた支援[男女社会参画課]		
取組16	女性の就職・再就職に向けた支援[男女社会参画課、産業振興課、(公財)産業振興公社]		
取組17	女性の起業に向けた支援[男女社会参画課、産業振興課]		
取組18	就労に関する相談の充実[男女社会参画課、産業振興課]		
課題5	さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり	評価評語	B+
課題5の成果と今後の方向			
<p>自立に向けた就労支援については、父子家庭も含めた自立支援プログラムの策定など一定の評価ができます。今回ヒアリングを行った板橋福祉事務所の取組姿勢も評価できますが、更に成果を上げていくためにはP D C Aの考えと取組が求められます。</p> <p>経済の安定に向けた支援や生活の安定に向けた支援については、必ずしも区独自の施策とは限らないため、その取組には一定の限界があるとは思いますが、利用者目線に立った分かりやすい説明など、ひとり親家庭の特性を踏まえたアプローチが期待されます。</p>			
施策の方向(8)	ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり		
★取組19	自立に向けた就労支援[男女社会参画課、福祉事務所、障がい者福祉課] 【重点取組】		
取組19の成果と今後の方向		評価評語	B+
<p>父子家庭も含めたひとり親家庭の自立支援プログラムなど、自立に向けた就労支援についてはよく取り組まれており、一定の評価ができます。また、ヒアリングにおいても、課題意識を持っており、更なる充実をめざそうとしている姿勢も評価できます。ただ、区民への周知が十分であったかどうかなども含め</p>			

て、その成果に対する評価が必ずしも十分とは言えず、P D C Aサイクルに基づいた改善に取り組むことが期待されます。

取組20 経済の安定に向けた支援 [子ども政策課、福祉部管理課]

取組21 生活の安定に向けた支援[子ども政策課、福祉事務所、障がい者福祉課、住宅政策課、文化・国際交流課、(公財)文化・国際交流財団、健康推進課]

課題6 高齢期に安心して生活できる環境づくり

評価評語

B+

課題6の成果と今後の方向

高齢者の安心した生活に向けた支援については、高齢者の就労に向けた支援、生活サポート体制の充実、地域社会への参画支援といういずれの施策に関しても、概ね順調に取り組まれており、一定の評価ができます。ただ、これらの取組が男女平等参画の視点をどう取り入れているのか、どのような成果を上げているのかが必ずしも明確ではありません。

今後は、それぞれの施策を充実することに加えて、男女平等参画の視点から成果が見えるような取組を工夫することが望まれます。

施策の方向(9) 高齢者の安心した生活に向けた支援

取組22 高齢者の就労に向けた支援 [生きがい推進課]

取組23 生活サポート体制の充実 [おとしより保健福祉センター、福祉事務所、住宅政策課、健康推進課]

取組24 地域社会への参画支援 [生きがい推進課、子ども政策課]

課題7 生涯にわたる心とからだの健康支援

評価評語

A

課題7の成果と今後の方向

予防対策課が取り組んでいる健康に関する正しい理解の促進については、いずれの取組も順調に行われており、一定の評価ができます。今後とも積極的な取組が求められると同時に、より一層の充実に向けて教育関連部局との連携など更なる工夫が期待されます。

ただ、「こんにちは赤ちゃん事業」など、達成不足の取組もあることから、実績の向上を図るとともに、取組全般についてしっかり継続していくことを期待します。

また、女性の健康に関しては、国際的に議論の中心になっている「性と生殖の健康に関する権利」を板橋区の施策に反映させていただきたいと思えます。

施策の方向(10)	生涯を通じた男女の健康づくり支援		
	取組25	生涯を通じた健康づくり支援 [健康推進課]	
	取組26	女性の健康づくり支援 [健康推進課]	
	★取組27	健康に関する正しい理解の促進 [指導室、予防対策課、生活衛生課] 【重点取組】	
取組27の成果と今後の方向		評価評語	A
<p>いずれの取組も、概ね順調に進められており、基本的な取組においては一定の評価ができます。ヒアリングにおいても、積極的に取り組もうとする姿勢がうかがえました。ただ、中高生へのアプローチにはもう一工夫する余地があり、教育委員会など関連部局との連携を更に図ることが期待されます。</p>			

めざす姿3の成果と今後の方向

男女平等参画の推進を図るうえで最も重要な課題の一つであるワーク・ライフ・バランスの普及・推進については、男女社会参画課においてニーズに応じた形のセミナーが着実に開催されており、一定の評価ができます。ただ、区民全体を対象としている割には参加者が年1回で100人に満たない状況で、十分な普及・推進につながっているとは言えません。今後は、開催時間や実施方法、周知の仕方などを工夫したり、参加者の意識を把握するなどして、参加者を増やすことが期待されます。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るためには、企業・事業所が大きな役割を担うため、産業連合会との連携を強化するとともに、企業等へのアプローチを工夫するなど、成果につながる取組を行うことが望まれます。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供として、男女社会参画課がホームページへの関連情報の掲載など一定の取組を行っていることは評価できます。ただ、企業等への効果的な情報提供が大事になることから、産業振興課との連携強化を図るなど、より有効な取組となるよう期待します。

一方、産業振興課が取り組んでいる社会保険労務士による経営相談については、相談件数も決して多くないことに加え、相談内容面でワーク・ライフ・バランスの推進に向けた視点や男女平等参画の視点が反映されているかどうか明確ではありません。これに関しては、男女社会参画課との連携を含めて、ワーク・ライフ・バランスの視点が活かされた経営相談が行われるよう、一層の工夫と努力が求められます。

保育サービスの整備については、認可保育所だけでなく、認証保育所や板橋保育ルームなどの新たな整備や定員増などにより受入れ児童数の拡大に積極的に取り組んでおり、一定の評価ができます。ただ、当初の見込みを超える利用希望があったため、結果的に待機児童の解消は実現しておらず、今後更に認可保育所に加え、認証保育所や家庭福祉員、認定こども園など保育サービスの拡充に取り組むことが期待されます。

また、あいキッズや寺子屋プランも順調に整備が進められており、これらの取組は一定の評価ができます。今後とも取組の拡充を図るとともに、量だけでなく質の充実も図られるよう期待します。

更に、ファミリー・サポート・センター事業や見守り隊などの事業も順調に取り組まれています。ただ、これらの事業は個別事業としての充実を図るだけでなく、今後は関連する事業との連携や利用情報の共有など、取組全体を通して相互補完したり、相乗効果を生んだりするような工夫が期待されます。

男女がともに家庭生活を担うための支援として、男女社会参画課が意識啓発に向けた支援に取り組んでおり、セミナーやイベント等を通して一定の成果を上げていることは評価できます。とはいえ、楽しく参加できることを意識する結果、一般のイベントや祭りと変わらないものになりかねないため、男女平等参画の推進という視点が活かされるような取組の工夫が望まれます。

一昨年の東日本大震災以降、地域防災に対する意識や関心が高まっている中、防災対策担当課（平成 25 年度から住民防災支援課）では地域の防災活動への参加促進に取り組んでおり、防災リーダー養成をはじめとする防災活動組織への参加について女性の比率が高まるなど、一定の評価ができます。

また、例えば、東日本大震災において「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた避難所が見られました。こうしたことを踏まえ、災害時の避難所における役割分担の見直しはもとより、妊産婦、乳幼児等の健康への配慮や感染症予防対策をはじめとした衛生的な環境確保、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組など、避難生活の安全・安心を確保するためにも、企画段階から女性が参加することも含めて、男女平等参画の視点で取組が充実するよう期待します。

その際、参加者の高齢化が課題になってきていることから、男女平等参画の視点に加えて、若年層の参加者を増やせるような工夫も求められます。また、地域防災に関しては、性別や年齢に加え、障がい、疾病、乳幼児など、様々な特性の主体が多様に関わるため、それらに応じたきめ細かい対策を講じることも期待します。

このほか、ボランティア活動や町会・自治会への参加、リサイクル活動などについても、概ね順調に取組が進められており評価できます。ただ、地域の防災活動への参加と同様に、参加者の高齢化が課題とされていることから、若い人の参加が促進されるような取組の工夫が期待されます。

課題8

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進

評価評語

B+

課題8の成果と今後の方向

ニーズに応じた形でセミナーを着実に開催していることは評価できます。ただ、区民を対象としている割には参加者が 100 人にも満たず、十分な啓発・普及ができていないとは言えません。開催時間や実施方法を工夫したり、参加者の意識を把握するなど、参加者を増やす努力を行うことが期待されます。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要な課題であることから、産業連合会との連携を強化するほか、企業へのアプローチを図るなど、成果につながる努力が望まれます。

施策の方向(11)	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進		
★取組28	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発・普及[男女社会参画課]【重点取組】		
取組28の成果と今後の方向		評価評語	B+
<p>地道にセミナーを開催していることは評価できますが、参加者数が年1回で100人に満たないことから、参加者を増やす工夫を求めます。開催時間や実施方法など参加者を増やす工夫や、参加者の意識の把握など、セミナー開催に関する工夫、改善が期待されます。産業連合会との定期的な連携を図ることも求められます。</p>			
課題9	育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備		評価評語 B
課題9の成果と今後の方向			
<p>ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、区ホームページへの掲載など情報提供については、基本的な取組は概ね行われており、一定の評価ができます。ただ、企業・事業所が対象となるだけに、産業振興課との連携を図るとともに、より効果的な情報提供のあり方について工夫することが期待されます。また、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業者への表彰制度は評価できます。</p> <p>一方、産業振興課が行っている社会保険労務士による経営相談については、前年度より相談件数は増えておりますが、ワーク・ライフ・バランス推進を含め、男女平等参画という視点がどのくらい含まれているか明確ではありません。成果を上げるためには、男女社会参画課との連携を図り、取組のより一層の工夫、努力が求められます。また、産業融資制度における利子補給優遇についても、利用実績や成果などが必ずしも明らかではありません。</p>			
施策の方向(12)	ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備		
★取組29	職場の環境整備に向けた支援 [男女社会参画課、産業振興課、(公財)産業振興公社] 【重点取組】		
取組29の成果と今後の方向		評価評語	B
<p>ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供に関しては、ホームページへの掲載など基本的な取組はなされていると評価できますが、産業振興課との連携を含めて、より効果的な情報提供のあり方を検討することが望まれます。</p> <p>一方、産業振興課が行っている社会保険労務士による経営相談については、相談件数も年間10数件にとどまっているほか、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた相談内容になっているかどうかは明確ではなく、男女平等参画の視</p>			

点がどのくらい反映されているかもはっきりしません。男女社会参画課との連携を含めて、より効果的な経営相談になるよう一層の工夫と努力が求められます。

施策の方向(13) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築

取組30 推進企業・事業所に対する顕彰 [男女社会参画課、産業振興課]

課題10

子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実

評価評語

B+

課題10の成果と今後の方向

重点取組である保育サービスの整備については、認可保育所に加え、保育施設の新規開設や定員増など受け入れ拡大に積極的に取り組んでおり、一定の評価ができます。ただ、残念ながら待機児童の解消までには至っておらず、今後も認可保育所に加え、多様な保育施設の整備や家庭福祉員の拡充に努めるとともに、潜在ニーズにも柔軟に対応することが期待されます。

また、あいキッズや寺子屋プランも順調に取組が進んでおり評価できます。今後更に質・量ともに拡充していくよう一層の取組を期待します。

その他の取組も、概ね順調に進んでいると評価できます。ただ、個別事業の単なる充実だけでなく、ファミリー・サポート・センター事業や見守り隊など、関連事業との連携や情報共有などを図り、それぞれの取組が相互補完できたり、相乗効果を生んだりするような工夫が期待されます。

施策の方向(14) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援

★取組31

保育サービスの整備 [保育サービス課、子ども家庭支援センター、学務課]
【重点取組】

取組31の成果と今後の方向

評価評語

A

保育サービスの整備については、認可保育所を中心とした整備や定員増などにより、積極的な受け入れ拡大を図っていることは評価できます。しかしながら、現実には待機児童を解消するには至っておらず、認可保育所、認証保育所や家庭福祉員、認定こども園など保育サービスの拡充を更に図るといった、より一層の努力を期待します。

なお、保育サービスの整備に関しては、保育需要の増大が今後も見込まれることから、区における需要増大の要因を分析しておくことも望まれます。

★取組32	子どもの居場所整備 [子ども政策課、子ども家庭支援センター、学校地域連携担当課] 【重点取組】	評価評語	B+
取組32の成果と今後の方向			
<p>子どもの居場所整備のうち、あいキッズといきいき寺子屋プランについては、いずれも順調に取り組まれており、一定の成果が上がっていると評価できます。ただ、指導者の専門性という面でなお改善の余地があるほか、学校によってはあいキッズのために施設を用意しなければならないケースも見られるなど、量だけでなく質的充実に向けて、取組のより一層の充実が期待されます。</p>			
施策の方向(15)	子育てに関する相談支援		
取組33	子育てに関する相談の充実 [保育サービス課、子ども家庭支援センター、子ども政策課、健康推進課]		
施策の方向(16)	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実		
取組34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実 [おとしより保健福祉センター、障がい者福祉課、福祉事務所]		
課題11	男女がともに家庭生活を担うための支援	評価評語	A
課題11の成果と今後の方向			
<p>取組全体を通して、概ね順調に進められており、一定の評価ができます。ただ、セミナーやイベントに関しては、楽しく参加できることを意識することは大切ですが、一般のイベントや祭りと変わらないものになってしまっは意味がありませんので、男女平等参画推進の視点を活かした取組の充実を期待します。</p>			
施策の方向(17)	男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援		
★取組35	意識啓発に向けた支援[男女社会参画課、障がい者福祉課] 【重点取組】		
取組35の成果と今後の方向		評価評語	A
<p>意識啓発に向けた支援として、セミナーやイベント等を行い、参加者の評判も良かったことは一定の評価ができます。しかし、バルーンアートやトートバッグづくりなど楽しいイベントも大事ですが、男女平等参画の視点でどういう成果が見られたかの検証が必ずしもなされていません。取組全体を通して、参加者を増やすことや育児の実践につながる内容など、男性の意識向上や男性のロールモデルの発掘・活用に向けた効果的な事業になるよう工夫することなどが期待されます。</p>			

課題12の成果と今後の方向

防災対策担当課（平成25年度から住民防災支援課）が行っている防災リーダーの養成をはじめとする防災活動組織への参加については、女性の参加比率が高まっており、一定の取組がなされていると評価できます。

また、例えば、東日本大震災において「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた避難所が見られました。こうしたことを踏まえ、災害時の避難所における役割分担の見直しはもとより、妊産婦、乳幼児等の健康への配慮や感染症予防対策をはじめとした衛生的な環境確保、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組など、避難生活の安全・安心を確保するためにも、企画段階から女性が参加することも含めて、男女平等参画の視点で取組が充実するよう期待します。

また、ボランティア活動や町会・自治会への参加、リサイクル活動などに関する取組も、概ね順調に行われていると評価できます。ただ、これらの活動についても、男女平等参画に加えて若い人の参加促進に向けた取組の工夫が望まれます。

施策の方向(18) 地域活動への参画促進**★取組36**

地域活動への参画支援 [地域振興課、清掃リサイクル課、住民防災支援課]
【重点取組】

取組36の成果と今後の方向

防災活動を行う組織への参加促進については、ともすれば男性中心の発想になりがちなか中で、地域の防災リーダー養成で女性の参加比率が高まっていることは評価できます。

今後は、取組の更なる充実を図るとともに、女性の視点を活かした防災活動になるよう工夫することが期待されます。また、防災参加者の高齢化という問題を克服するためにも、男女平等参画という視点に加えて若年層の参加が促進されるような取組を望みます。

併せて、地域防災に関しては、性別や年齢に加え、障がい、疾病、乳幼児など、様々な主体が多様に関わるため、それらに応じたきめ細かい対策を講じることも期待します。

めざす姿4の成果と今後の方向

めざす姿 4「男女の平等と人権が尊重される社会」は、条例の第 3 条第 1 項第 1 号「人権の尊重」と第 4 条第 1 項「性別による権利侵害の禁止」に該当します。

板橋区は平成 23 年度に、区市町村直営では都内初の「配偶者暴力相談支援センター」を開設しましたが、平成 24 年度は 2 年目で、恐らく試行錯誤しながらも、様々な経験を経て、より良い方向に進んでいるものと確信しています。しかし、DV防止法が改正され、夫婦間だけでなく同居の交際相手からの暴力も含まれることから、今後の対応も困難さを増すことになると考えられます。更に、男性の被害者も増えつつあります。一步一步、足元を固めながら前進していただきたいものです。

なお、DVは親から子どもへ、世代から世代へと悪循環する傾向が指摘されており、配偶者、恋人間はもとより、親子間の人格尊重のコミュニケーションについて、講座や講習会を開催することが必要と考えられます。防止策を講じるだけでなく、積極的に「男女の平等と人権が尊重される社会」をめざしていただきたいものです。それが、めざす姿 4 の本意だと考えます。

課題13の成果と今後の方向

重点取組 37 において、男女社会参画課は、DV支援シートを新たに保育園長会、幼稚園長会、児童館長会、校長会で説明し配布しましたが、関係各所へと普及対象の拡大を図ったことは前進です。親子にわたって虐待の連鎖があることが指摘されており、改めて家庭における人格尊重のコミュニケーション連鎖を進めるような教育・啓発活動が求められています。検討をお願いします。

取組 38 及び 39 は、まさに人権教育の充実を目的としています。予防対策課及び女性健康支援センターと共催で大東文化大学に出前授業を行ったことは評価できます。高校のDV防止出前講座の希望がなかったとのことですが、比較的授業の弾力性がある大学と比べ、カリキュラムの固定性の強い高校の場合、年間計画を立てる準備段階で打診しないと実施は難しいと思われれます。啓発対象の事情を前もって調査しておく必要があります。

施策の方向(19)	女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進		★取組37 女性に対する暴力防止に関する普及・啓発 [男女社会参画課] 【重点取組】
	<p>取組37の成果と今後の方向</p> <p>審議会では「セミナーの開催、パープルリボン運動などで積極的な啓発活動がなされている」との意見が多数ありました。一方、デートDV高校出前講座がゼロであった点の指摘や、啓発予防教育は希望校だけでなく「全ての学校対象に啓発を推進してほしい」との強い要望も出ていますので、検討をお願いします。</p> <p>なお、神奈川県のパブリック法人「女性・人権支援センターステップ」によると、9割の加害者が、子どもへの自己表現が専ら暴力による父親から虐待を受けた経験があり、それが悪循環している点から、加害者対象のプログラムを開催しているとのこと。</p> <p>将来の加害者を出さないためにも、小中高校・大学の段階での啓発講座が必要と考えます。また、教育委員会と連携して、保護者対象の親子コミュニケーション講座などの開催も望まれます。</p>	取組38	学校等と進める予防教育 [指導室、男女社会参画課]
課題14	DV被害者の立場に立った相談体制の構築		評価評語 A
	<p>課題14の成果と今後の方向</p> <p>重点取組 39 は、DV相談者の多い年代に合わせ、その年代の保護者と接する機会の多い学校関係者に通報制度を周知させた点は評価できます。ただし、審議会では「情報提供する事項が生じなかったとの理由で、民生委員や医師会等と積極的な連携を持たなかったのは残念である」との指摘がありました。特に、緊急連絡先も知り得ている地域の民生委員（板橋区に約 500 名）の活用をお願いします。</p> <p>取組 40 も、相談機関を区民に周知させるため都営三田線の女性トイレに案内シールを貼付したことは、効果の点で極めて理に適っていると思われれます。全ての取組に共通ですが、常に区民の目線で、より効果的なものに改良していただきたいものです。</p> <p>重点取組 41 でDV相談の内容が生活再建に重点を置いているのは当然であると言えるでしょう。被害者が就職先を変える必要があったり、生計のため就職しなければならない場合、ただちに生活維持の危機に陥るので、自立できるまでの間、行政による支援が必要です。福祉事務所と連携しながら、強力なバックアップをお願いします。</p> <p>なお、専門相談に関して法律家の連携も検討すべきであり、今後の課題と考えます。</p>		

施策の方向(20)		早期発見へ向けた仕組みづくり	
★取組39		通報に関する情報の周知 [男女社会参画課] 【重点取組】	
取組39の成果と今後の方向		評価評語	A
<p>教育機関等に通報制度の周知を行ったことで、子どもの虐待を含めてDVの情報が入りやすくなった点は高く評価できます。更に早期発見を効果的にするために、民生委員や医師会との連携を緊密にする方向で進めていただきたいと思います。</p> <p>改正DV防止法の成立により、夫婦間だけでなく同居の交際相手からの暴力もDVの定義域に含まれることになるので、通報制度の周知の対象や方法に更なる創意工夫が必要と思われれます。</p>			
施策の方向(21)		DV相談体制の強化・充実	
取組40		相談に関する情報の周知[男女社会参画課]	
★取組41		配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置[男女社会参画課、福祉事務所]【重点取組】	
取組41の成果と今後の方向		評価評語	A
<p>DV相談の内容よりも、生活再建につながる実質的な支援を求める相談が増加したとありますが、当然のことと言えるでしょう。被害者は、就職していれば危険を感じて退職せざるを得ないし、配偶者の給料で生活していた場合は生計が成り立たなくなるので、生命・生活維持に関して即座に危機的状況に陥ります。短期的・中長期的観点から、どのように被害者の生活再建、人生の再スタートを支援できるのか、配偶者暴力相談支援センター及び福祉事務所の適時・的確な対応が望まれます。</p>			
課題15	緊急時における被害者の安全確保と適切な支援		評価評語 B+
課題15の成果と今後の方向			
<p>重点取組42には、3つの所管課が関わっています。</p> <p>男女社会参画課は、平成23年度の問題点であった緊急時の婦人相談員不在の場合の連携に関して、母子自立支援員に対応してもらうことで解決策としました。また、婦人相談員会議を開催し、相談員相互の意見交換の機会を設けました。着実に前進しつつあると評価できます。</p> <p>子ども政策課に関しては、子どもを含む緊急避難をされた方々が安心して保護期間を過ごせるよう、より一層の配慮を期待します。</p>			

施策の方向(22) DV被害者の一時保護

★取組42 緊急時の保護体制整備[男女社会参画課、福祉事務所、子ども政策課]【重点取組】

取組42の成果と今後の方向

評価評語

B+

福祉事務所は、配偶者暴力相談支援センター開設以降、母子緊急一時保護及びDV被害者保護で主導的活動を行い、年々改善を試みている点は評価できます。

「母子生活支援施設」については、福祉事務所と子ども政策課が連携をしながら業務を行っていますが、子ども政策課の役割としては、母子又は女性が夫等からの暴力等により緊急に保護を必要とする場合に、数日間利用する保護施設の環境を整え、安全な居宅の提供や日常生活用具等の貸与を行う等、いわばハード面からの支援になります。

母子の保護、自立支援及び相談などは、主として福祉事務所が行うものですが、子ども政策課も、保護期間中は、施設において当然ながら母子の状況や子どもの状況についても留意する必要がある、福祉事務所とは異なる、子どもの立場に立った役割があるのではないかと考えます。

住み慣れた家を脱出して保護を受けなければならない危機的状況の捉え方は、母と子どもでは異なるはずですが、同課は多様な業務を抱えていると思いますが、保護期間中における子どもの危機的状況を勘案しながら、業務を行っていただきたいものです。

課題16

DV被害者が自立するための支援

評価評語

A

課題16の成果と今後の方向

取組 43～46 にわたる内容であり、8つの課が関わっています。

取組 43 の男女社会参画課は、DV被害者の種々の手続きの流れが分かるよう工夫された一つのシートを考案しました。実施は平成 25 年度からですが、被害者の視点に立った改善策として高く評価できます。

取組 44 の男女社会参画課は、DV被害者の居所情報が加害者に漏れないように、配偶者暴力相談支援センター、警察、戸籍住民課の3者で確認会議を開いたことは、安全確保の体制づくりの点で評価できます。

取組 45 の福祉事務所と産業振興課ですが、前者は、DV被害者の「個別事情を勘案し、適切な援助を行い、自立支援を進めた」と報告する一方、自己評価をB+とし

ています。目標まで、あと何が不足かも併せて記載していただきたいと思います。後者は、「キャリアカウンセリングや女性のためのセミナーの実施など、男女社会参画を進めるための工夫があったこと」から、平成 23 年度と同様、きめ細かい取組内容を継続的に実施していると思われるので、高く評価します。

男女社会参画課は、DV被害者の生活再建に関して精神的ケアを行い、具体的支援の方は他の機関を紹介しているとの報告ですが、自ら課題として福祉事務所の自立支援係との連携を挙げています。平成 25 年度に期待します。

住宅政策課からは、DVに関する他部署と連携しつつ、あらゆる住まい探しの支援を行っているとの報告があり、今後も、事業の堅実な継続を期待します。

国保年金課は、住民異動届ができないDV被害者に対して、適切な措置を行い、国民健康保険証を発行しています。国民年金については、区に権限がないため、制度に関する情報提供を行っているとのことですが、DV被害者の心境を十分に考慮し、今後更に被害者と寄り添うような形で情報提供をお願いします。

学務課は、DV被害者の児童・生徒について、その保護を最優先して就学の支援事務を行っているとのことですが、DV被害者の児童・生徒の教育を受ける権利が保障されるよう、引き続きプライバシー保護を最優先とした就学（転入学）事務と入学後の財政的支援としての就学援助制度の活用を進めてください。

保育サービス課の報告では、平成 23 年度及び平成 24 年度とも「統計データなし」としてはいますが、適切な統計をとって的確な解析をすることで、改善点やその原因、解決策などが見えてくるはずです。ぜひ工夫してください。DV被害の親や子どもの保育支援やメンタルケアの配慮に関しては努力していると思われます。

重点取組 46 の子ども家庭支援センターは、前年度同様、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を地区別に開催していますが、一人ひとりの児童のために当事者が協議に参集して知恵を出し合う機会となる、「参画」の見本のような事業を展開していると言えます。

施策の方向(23)		自立生活再建のための支援体制	
取組43	庁内各種手続きの円滑化[男女社会参画課]		
取組44	被害者等に関わる情報の保護[男女社会参画課]		
取組45	生活再建に向けた支援[福祉事務所、産業振興課、男女社会参画課、住宅政策課、国保年金課、学務課、保育サービス課]		
取組46★	子どもへの継続的な支援[子ども家庭支援センター]【重点取組】		
取組46の成果と今後の方向		評価評語	A
<p>要保護児童対策地域協議会の実務者会議を地区別に実施しているとのことですが、一人ひとりの児童の状況に応じたきめ細かい対策を、関係者たちが一堂に会して意見を出しあい方針を決めていく方法は、最善の方策の一つと考えます。なぜなら、どの関係者も、自分も参画しているとの意識で責任を分かちあうことができるし、同時に、自分の持ち合わせないアイデアを得ることができ(ブレイン・ストーミング効果)、自分の限界を超えて協力しあって新しい対策を打ち出すことができるからです。民生・児童委員は児童相談所から児童虐待の連絡を受け、年2～3回程度、実際に見守りをしているとのことなので、ぜひ、民生・児童委員との連携を密にしていきたいものです。</p>			
課題17	関係機関等との連携推進	評価評語	B+
課題17の成果と今後の方向			
<p>重点取組 47 の男女社会参画課は、関係機関との連携協力を着実に進めています。自ら課題として掲げているNPO団体との連携は、平成 25 年度に期待します。DV 関連のNPOを通じて、被害者及び子どものメンタル面、生活面及び発達面などで相互支援が可能となるし、配偶者暴力相談支援センターにとっても、取組内容を改善する良い機会となるでしょう。</p> <p>福祉事務所は、母子緊急一時保護の中心です。子ども政策課が母子生活支援施設の弥生荘の運営について社会福祉法人と協定を締結しているとしても、両課で指定管理業務の一層の改善に向けて努力していただきたいものです。</p> <p>子ども政策課は、多面的な活動を精力的に展開していますが、子ども政策課として、子どもの立場に立った配慮をしていただきたいものです。</p> <p>子ども家庭支援センターは、要保護児童対策協議会の実務者会議を開催して、個別ケースに対応するきめ細かい支援を行っています。当事者が一堂に会して、各々が個別ケースに参画し、協力しているとの共通意識が生まれ、最善の方策です。</p>			

施策の方向(24) 関係機関等との連携推進			
★取組47	関係機関や地域ネットワークとの連携協力推進[男女社会参画課、福祉事務所、子ども政策課、子ども家庭支援センター]【重点取組】		
取組47の成果と今後の方向		評価評語	A
<p>配偶者暴力相談支援センター開設2年目の昨年、関係部署との連携が着実に育ちつつあります。被害者の立場に立てば、配偶者暴力相談支援センターは心強い味方として見え、信頼も強まることでしょう。一人の被害者を中心に、支援のネットワークが構築され、そのリーダー或いは調整役が配偶者暴力相談支援センターであるとの確固たる自覚を持って、他機関及びNPOとの連携に積極的に取り組んでいただきたいものです。</p>			
課題18	人材育成の推進	評価評語	A
課題18の成果と今後の方向			
<p>重点取組48は、専門研修への参加、相談員の精神的ケアへの配慮、被害者の二次被害防止の研修実施など、必要な対策が着々と進められています。ただし、被害者を支援する家族や友人などの被害の可能性については、その対応を早急に検討していただきたいものです。加害者心理もより深く理解し、加害者更生プログラムも今後の取組の視野に入れていただきたいと思います。</p>			
施策の方向(25) 相談等に関わる人材の育成			
★取組48	研修等の充実[男女社会参画課]【重点取組】		
取組48の成果と今後の方向		評価評語	A
<p>加害者対応マニュアル作成と加害者心理に関する研修を行った点が非常に評価できますが、加害者の更生プログラムの検討も必要と思われます。</p> <p>なお、ストーカーの場合にも見られるように、被害者を支援する親族や友人が逆恨みされて暴力を振るわれる危険もあります。この防止策についても講習や研修が必要と考えます。</p>			

課題19の成果と今後の方向

重点取組 49 は、男女社会参画課と産業振興課によるセクハラ防止の啓発活動ですが、前者は庁内外に対し、情報誌やニュースを通じて分かりやすいイラストを交えた解説を行い、創意工夫が見られます。事業主の意識変革が最も重要で、その点、前者も後者もまだ努力の余地があると考えられます。

取組 50 は、男女社会参画課が関わり、センター情報誌で性犯罪被害の特集を組んだり、DV連絡会を開催して警察との連携を強めたりしました。平成 25 年度以降の活動が大いに期待されます。

重点取組 51 は、性別役割に関するイラストを用いたパネルを作成しました。日常、無意識に行っている差別に気づかせる工夫をするなど、取組は着実に前進していると思われま

施策の方向(26) 性別等に基づく人権侵害の防止**★取組49**

セクシュアル・ハラスメントの防止[男女社会参画課、産業振興課、(公財)産業振興公社]**【重点取組】**

取組49の成果と今後の方向

男女社会参画課に関しては、男女平等推進センター情報誌「あいしてい」のセクハラ特集号を、前年度と比較して、より分かりやすい言葉とイラストを活用して発行した点、また職員向けニュースで明確に取り上げた点は、庁内外に対するセクハラ防止啓発の効果に関して向上したと評価できます。しかし、前年度も指摘しましたが、事業主をターゲットにする働きかけが実は最も重要です。その点、どのような活動を行ったのかの報告が必要です。新しいハラスメント概念であるマタニティ・ハラスメントは、女性労働の専門家の間で認知度が上がっています。新たな取組として検討していただきたいと思

産業振興課に関しては、平成 23 年度、事業主への意識啓発の実績がなかったため、この取組に関しては低く評価しましたが、平成 24 年度は、産業情報誌「産連ニュース」にセクハラ防止の記事を掲載するなど、事業主に向けたメッセージの工夫を行っている点は評価できます。感想・意見或いは改善案でも良いですが、事業主からのフィードバックの記事があれば、他の事業主にも強く関心を持たれると思われま

取組50

性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発[男女社会参画課]

施策の方向(27)	メディアへの対応		
★取組51	メディア・リテラシーの向上[男女社会参画課] 【重点取組】		
	取組51の成果と今後の方向	評価評語	B+
<p>日常、何気なくなされている性別役割分担をイラストを用いて分かりやすく気づかせてくれる啓発パネルの作成など、意欲的に取り組んでいます。ただし、作成が年度末となり、活用機会が平成 25 年度に持ち越されたのが惜しまれます。活用方法については、まだいろいろと工夫の余地はありそうなので、今後に期待します。</p>			

参 考 资 料

一次評価の結果やヒアリング等を踏まえ、「重点取組」「課題」「めざす姿」の評価を行いました。

■ 審議会による「重点取組」に対する評価評語及び定義

評価評語	定義
A	取組の推進に最適な内容(手段)で、優れた実績があった。
B+	取組の推進に合致した内容(手段)で、効率的に実施されている。
B	取組の推進にほぼ合致した内容(手段)であるが、工夫の余地がある。
B-	取組の推進にほぼ合致した内容(手段)であるが、積極的な改善を求める。
C	取組の推進につながっておらず、内容(手段)を見直す必要がある。

■ 審議会による「課題」・「めざす姿」に対する評価評語及び定義

評価評語	定義
A	課題解決(めざす姿の達成)に向けて良好である。
B+	課題解決(めざす姿の達成)に向けて概ね良好であるが、さらなる拡充を求める。
B	課題解決(めざす姿の達成)に向けてほぼ良好であるが、さらなる改善を求める。
B-	課題解決(めざす姿の達成)に向けて、さらなる改善を求める。
C	課題の解決(めざす姿の達成)につながっておらず、不十分である。

(参考)

所管課が「男女平等参画の視点から寄与したか」、「事業の達成度」をそれぞれ検証したうえで総合評価を行いました。

※一次評価

評価評語	定義
A	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に著しく寄与し、かつ効果的に進捗している。
B+	事業等は、計画どおり(90%以上)進捗している取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に寄与し、かつ順調に進捗している。
B	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決に著しく寄与し、概ね計画どおりに進捗しているが、やや工夫の余地がある。
B-	取組の実施内容が「施策の方向」や「課題」の解決にさらなる改善を有し、計画の変更・見直しや繰り延べも必要である。
C	取組の内容・事業を見直す必要がある。

めざす姿 1:「男女平等参画」の意義を広く理解し、行動に結びつく社会 **B+**

課題1: 行動に結びつく男女平等の意識づくり

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題) 網掛けは重点取組

施策の方向:(1)男女平等意識の普及・啓発		所管課による自己評価		外部評価											
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題										
1	板橋区男女平等参画条例の理念の理解と定着	A	男女社会参画課	B											
	区民まつりや成人式等、多くの区民が集まる場における普及・啓発活動の展開 年代や状況等に応じた効果的な普及・啓発方法の工夫														
2	実践につながる地域の課題解決支援 DV講座等、地域で課題を共有し解決につなげる取組の実施	A	男女社会参画課	-											
3	より効果的な普及・啓発のための手法の検討・活用 メールマガジン、携帯サイト等多様な通信媒体の活用 ホームページや情報誌の見直し・充実 チラシ・パンフレット等の配布方法の見直し 「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に戦略的なPRを実施	B+	男女社会参画課	-											
						大学や町連、商連、産連等と協働で進める意識づくり 大学との協働推進 商連、産連等との連携									
4	大学や町連、商連、産連等と協働で進める意識づくり 大学との協働推進 商連、産連等との連携	B+	男女社会参画課	-											
施策の方向:(2)男女平等推進センター スクエアー・I(あい)の機能充実・活性化															
5	センター活性化に向けた取組 センターのあり方を検討する体制づくり 講座等の企画内容・実施方法の見直し 区民が交流・学習する場としての機能充実 センター及び事業の周知・情報発信の充実 女性健康支援センター等との連携推進	A	男女社会参画課	B	B+										
						6	区民との協働推進 区民との協働による企画・事業等の実施 いたばし男女平等フォーラムの実施 「センターだより」の発行	A	男女社会参画課	-					
											7	男女平等推進センター登録団体への支援	B+	男女社会参画課	-
												8	相談体制の充実 専門相談の実施 相談方法・相談時間等の検討・見直し 相談事業の周知	A	男女社会参画課

課題2: 学校等における男女平等教育・学習の充実

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向:(3)学校、幼稚園、保育園等における男女平等意識の形成		所管課による自己評価		外部評価			
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題		
9	生徒、児童、園児等の男女平等意識の向上 教材・カリキュラムの充実 幼稚園教材・カリキュラムの充実 東京都教育委員会人権尊重教育推進校の申請 小・中学校での男女混合名簿の推進 保育園教材・カリキュラムの充実	A	指導室	B+	B+		
						A	保育園サービス課

施策の方向: (4)教育に携わる者の男女平等意識の向上		所管課による自己評価		外部評価		
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題	
10	教職員等へ向けた意識啓発の促進	教員研修の充実	A	指導室	-	B+
		教育課程・校内研修体制の充実				
		幼児教育に関わる教員研修の充実				
		保育士研修の充実	A	保育サービス課		
		幼児教育等に関わる職員研修の充実	B+	子ども政策課		

課題3：政策・方針決定過程等における女性の参画促進

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向: (5)政策・方針決定過程等への女性の参画拡大		所管課による自己評価		外部評価		
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題	
11	審議会委員等への女性の参画促進	女性委員比率40%に向けた積極的な取組	B-	男女社会参画課	B	B
			B	総務課		
12	区民の区政参加・意見反映機会の充実	いたばし・タウンモニター制度	B+	広聴広報課	-	
		区民と区長との懇談会				
13	女性リーダーの育成と活用	いたばしアイカレッジ等意識改革・動機づけにつながる取組	A	男女社会参画課	-	
		町会連合会における女性参画の推進	A	地域振興課	-	
		産業連合会における女性参画の推進	B	産業振興課	-	
		商店街連合会における女性参画の推進				

めざす姿 2：生涯を通じて男女が個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会

B+

課題4：働く場における男女平等参画の推進

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

網掛けは重点取組

施策の方向: (6)男女の均等な機会と待遇の確保促進		所管課による自己評価		外部評価		
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題	
14	企業・事業所への普及・啓発	女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発	B+	男女社会参画課	B	B
		ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発				
		女性の就業確保や男女雇用機会均等法等の遵守などに関する普及・啓発	B	※1 産業振興課 (公財)産業振興公社		
		ポジティブ・アクション推進に向けた普及・啓発				
施策の方向: (7)多様な能力の発揮を可能にするための支援						
15	若者の自立に向けた支援	区内大学と協働で取り組むキャリア講座の検討	A	男女社会参画課	-	
16	女性の就職・再就職に向けた支援	就労に向けたノウハウやビジネススキルを身につける講座等の実施	A	男女社会参画課	-	
		ハローワーク等との連携				
		就職支援セミナー	B+	産業振興課 ※1 産業振興課 (公財)産業振興公社	-	
		資格取得支援事業(能力開発支援)				
ハローワーク等との連携	産業振興課					

※1 公益法人化(平成24年10月1日)等に伴い、「産業振興課」から「産業振興課」及び「(公財)産業振興公社」に変更

施策の方向:(7)多様な能力の発揮を可能にするための支援		所管課による自己評価		外部評価	
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題
17 女性の起業に向けた支援	起業に向けた支援	B+	※2 産業振興課	-	B
	コミュニティビジネス支援				
	起業支援セミナーの実施		産業振興課		
	産業団体等との連携による情報提供				
	起業支援セミナーの実施	A	男女社会参画課		
18 就労に関する相談の充実	就労に関する相談やカウンセリングの充実	A	男女社会参画課	-	
	キャリア・カウンセリング	B+	産業振興課	-	

※2 組織改正(平成24年4月1日)に伴い、「産業活性化推進室」から「産業振興課」に変更

課題5：さまざまな困難を抱える男女が安心して生活できる環境づくり

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向:(8)ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり		所管課による自己評価		外部評価		
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題	
19 自立に向けた就労支援	再就職支援セミナー(福祉枠)	B+	男女社会参画課	-	B+	
	母子家庭自立支援訓練費助成事業	B+	福祉事務所	-		
	母子自立支援プログラム策定事業					
	障がい者就労援助の充実	A	障がい者福祉課	-		
20 経済の安定に向けた支援	児童扶養手当の支給	A	子ども政策課	-	-	
	児童育成手当の支給					
	母子福祉資金	A	福祉部管理課			
	女性福祉資金					
21 生活の安定に向けた支援	母子生活支援施設	B+	子ども政策課	-	B+	
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス					
	母子生活支援施設	B+	福祉事務所			
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス					
	福祉総合相談					
	障がい者生活介護施設の整備	A	障がい者福祉課			
	障がい者地域自立生活支援相談・セミナー					
	知的障がい者グループホームの整備促進					
	住宅情報ネットワーク	A	住宅政策課			
	保証人等債務保証制度の紹介					
	総合相談	A	男女社会参画課			-
	国際交流員・語学ボランティアによる通訳・翻訳	B+	※3 文化・国際交流課、(公財)板橋区文化・国際交流財団			-
外国語版母子健康手帳の交付	A	健康推進課	-			

※3 公益法人化(平成24年4月1日)に伴い、「文化・国際交流課、(財)板橋区文化国際交流財団」から「文化・国際交流課、(公財)文化・国際交流財団」に変更

課題6：高齢期に安心して生活できる環境づくり

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向:(9)高齢者の安心した生活に向けた支援		所管課による自己評価		外部評価	
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題
22 高齢者の就労に向けた支援	シルバー人材センターの充実	B+	生きがい推進課	-	B+
	アクティブシニア就業支援センター				

施策の方向: (9)高齢者の安心した生活に向けた支援		所管課による自己評価		外部評価		
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題	
23	生活サポート体制の充実	おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充	B+	おとしより保健福祉センター	—	B+
		福祉総合相談(再掲21)	B+	福祉事務所	—	
		住宅情報ネットワーク(再掲21)	A	住宅政策課	—	
		保証人等債務保証制度の紹介(再掲21)				
		在宅高齢者食生活支援事業	B+	健康推進課	—	
		一般高齢者向け介護予防事業				
24	地域社会への参画支援	(仮称)シニア活動センターの開設	B+	生きがい推進課	—	
		いこいの家活用促進				
		ふれあい館活用促進				
		グリーンカレッジ				
		シニア世代の社会参加に関する総合的な支援等の推進				
		世代間交流促進	B+	子ども政策課	—	

課題7: 生涯にわたる心とからだの健康支援

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向: (10)生涯を通じた男女の健康づくり支援		所管課による自己評価		外部評価	
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題
25	生涯を通じた健康づくり支援	区民一般健康診査	A	健康推進課	—
		国保特定健康診査・特定保健指導			
		後期高齢者医療健康診査			
		健康づくり協力店の充実			
		がん検診			
		成人歯科検診			
		在宅高齢者食生活支援(再掲23)			
		一般高齢者向け介護予防事業(再掲23)			
26	女性の健康づくり支援	女性健康支援センターの健康教育(女性健康セミナー)	B+	健康推進課	—
		女性の健康学習支援			
		プレママ栄養講座			
		女性健康支援センターの専門相談(女性のための健康何でも相談・専門相談)			
		女性健康支援センターの自助グループの育成・支援			
		女性のがんに関する情報提供			
		こんにちは赤ちゃん事業			
		新生児訪問指導(産後うつ対応の充実)			
27	健康に関する正しい理解の促進	学校における性教育の推進	A	指導室	—
		HIV抗体等検査・相談	A	予防対策課	A
		酒害(アルコール)ミーティングによる支援の推進			
		エイズ予防講演会			
		性感染症に関する啓発			
		薬物乱用防止に関する啓発	B+	生活衛生課	—

めざす姿 3: 男女が仕事と生活の調和を保ち活躍できる社会

B+

課題8: 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・推進

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

網掛けは重点取組

施策の方向: (11)ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進		所管課による自己評価		外部評価	
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題
28	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発: 普及 男女共同参画週間等を活用した効果的な取組の実施 産業連合会等との連携による啓発の検討	A	男女社会参画課	B+	B+

課題9: 育児や介護を行う区民が働き続けやすい環境の整備

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向: (12)ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備		所管課による自己評価		外部評価		
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題	
29	職場の環境整備に向けた支援 社会保険労務士による経営相談 ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供 ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要な情報提供	B B+	※4(公財)産業振興公社 ※5:産業振興課、(公財)産業振興公社 男女社会参画課	B	B	
施策の方向: (13)ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・事業所を社会的に評価する仕組み構築						
30	推進企業・事業所に対する顕彰 推進事業者表彰 推進事業者先進事例集作成 産業融資制度における利子補給優遇	A B+	男女社会参画課 産業振興課	- -		

※4 公益法人化(平成24年10月1日)等に伴い、「産業振興課」から「(公財)産業振興公社」に変更

※5 公益法人化(平成24年10月1日)等に伴い、「産業振興課」から「産業振興課」及び「(公財)産業振興公社」に変更

課題10: 子育て・高齢者・障がい者を支援する福祉サービス等の充実

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向: (14)多様なライフスタイルに対応した子育て支援		所管課による自己評価		外部評価				
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題			
31	保育サービスの整備 保育園の整備 認証保育所の整備 認定こども園の設置 延長保育の拡充 家庭福祉員 病後児保育 病児保育 要支援児保育 一時保育	A	保育サービス課	A	B+			
	ファミリー・サポート・センター事業					B+	子ども家庭支援センター	-
	育児支援ヘルパー							
	ショートステイ							
	トワイライトステイ							
	預かり保育					B+	学務課	-

施策の方向:(14)多様なライフスタイルに対応した子育て支援		所管課による自己評価		外部評価	
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題
32	子どもの居場所整備	児童館子育てサポート	B+	子ども政策課	-
		学童クラブでの児童受け入れ			
		乳幼児専用ルーム「すくすくサロン」			
		子育てグループ支援「幼児ふれあいひろば、のびのびひろば」			
		母親教室			
		ファミリー・サポート・センター事業(再掲31)	B+	子ども家庭支援センター	-
		地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」			
		子育て支援者養成システム			
		子育て通信「すくすく」			
		子育て支援者グループの交流			
地域子育て支援拠点事業「森のサロン」	B+	学校地域連携担当課	B+		
板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」推進					
	いきいき寺子屋プラン				
施策の方向:(15)子育てに関する相談支援					
33	子育てに関する相談の充実	育児相談の充実	A	保育サービス課	-
		子どもなんでも相談	A	子ども家庭支援センター	-
		すくすくサロン巡回相談			
		地域子育て支援拠点事業「0・1・2ひろば」(再掲32)			
		地域子育て支援拠点事業「森のサロン」(再掲32)	B	子ども政策課	-
		すくすくサロン巡回相談			
		こんにちは赤ちゃん事業(再掲26)	B+	健康推進課	-
		新生児訪問指導(産後うつ対応の充実)(再掲26)			
		離乳食訪問お助け隊事業			
施策の方向:(16)高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実					
34	高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実	おとしより相談センター(地域包括支援センター)の拡充(再掲23)	A	おとしより保健福祉センター	-
		認知症家族支援プログラム			
		認知症高齢者援護事業			
		地域ボランティア養成事業			
		介護実習普及センター運営			
		高齢者虐待専門相談室運営	B+	障がい者福祉課	-
		障がい者相談支援体制の拡充			
		障がい者緊急保護施設の運営			
		障がい者自立生活支援事業介護セミナー	B+	福祉事務所	-
		福祉総合相談(再掲21)			

課題11：男女がともに家庭生活を担うための支援

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向: (17)男女が協力して家事・育児・介護等を担うための支援		所管課による自己評価		外部評価	
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題
35	意識啓発に向けた支援	A	男女社会参画課	A	A
	男性の意識向上のための講座等の実施				
	ライフステージに応じた実践的な講座等の実施				
	ロールモデルの発掘・活用				
	育児・介護休業制度の普及・啓発				
	障がい者自立生活支援事業介護セミナー(再掲34)	A	障がい者福祉課	—	

課題12：男女がともに地域活動に参画するための支援

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向: (18)地域活動への参画促進		所管課による自己評価		外部評価		
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題	
36	町会連合会主催講演会及び各支部主催研修費補助	A	地域振興課	—	A	
	ボランティア情報の提供					
	NPOボランティア活動の活性化、協働推進					
	町会・自治会への参加促進					
		リサイクル推進員	A	清掃リサイクル課	—	
		環境美化・リサイクル活動を行う組織への参加促進				
	防災活動を行う組織への参加促進	A	※6 住民防災支援課	A		

※6 組織改正(平成25年4月1日)に伴い、「防災対策担当課」から「住民防災支援課」に変更

めざす姿 4：男女の平等と人権が尊重される社会

A

課題13：女性に対するあらゆる暴力を許さない社会へ向けた啓発・教育

網掛けは重点取組

■一次評価(取組⇒施策の方向)

施策の方向: (19)女性に対する暴力の防止に向けた啓発の推進		所管課による自己評価		外部評価	
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題
37	女性に対する暴力防止に関する普及・啓発	A	男女社会参画課	A	A
	DV防止関係資料による情報提供				
	セミナー等の実施				
	いたばしパープルリボンプロジェクト等戦略的なPR実施				
38	学校等と進める予防教育	A	指導室	—	
		A	男女社会参画課	—	

課題14：DV被害者の立場に立った相談体制の構築

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向: (20)早期発見へ向けた仕組みづくり		所管課による自己評価		外部評価	
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題
39	通報に関する情報の周知	A	男女社会参画課	A	A
	通報制度の周知				
	民生委員・医療関係者等関係機関との連携				

施策の方向: (21)DV相談体制の強化・充実			所管課による自己評価		外部評価	
No. 取組	取組の内容、方策、事業など		取組に対する評価	所管課	重点取組	課題
40	相談に関する情報の周知	多様な媒体を活用した相談窓口の周知	A	男女社会参画課	—	A
41	配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置	DVに関する専門相談	A	男女社会参画課	A	
		福祉事務所等との連携強化	B+	福祉事務所	—	

課題15：緊急時における被害者の安全確保と適切な支援

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向: (22)DV被害者の一時保護			所管課による自己評価		外部評価	
No. 取組	取組の内容、方策、事業など		取組に対する評価	所管課	重点取組	課題
42	緊急時の保護体制整備	都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携	B+	男女社会参画課	—	B+
		都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携	B+	福祉事務所	B+	
		母子緊急一時保護事業				
		DV被害者保護				
		警察との連携強化	B+	子ども政策課		
母子緊急一時保護事業						

課題16：DV被害者が自立するための支援

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向: (23)自立生活再建のための支援体制			所管課による自己評価		外部評価	
No. 取組	取組の内容、方策、事業など		取組に対する評価	所管課	重点取組	課題
43	庁内各種手続きの円滑化	DV相談共通シートの作成に向けた検討	A	男女社会参画課	—	A
44	被害者等に関わる情報の保護	住民票の写しの交付制限等が適切に運用されるための取組	A	男女社会参画課	—	
45	生活再建に向けた支援	生活の支援	B+	福祉事務所	—	
		就労に向けた支援				
		連携会議				
		就労に向けた支援	B+	産業振興課	—	
		就労に向けた支援	A	男女社会参画課	—	
		被害者支援マニュアル				
		連携会議				
		住宅確保に向けた支援	A	住宅政策課	—	
国保・年金制度に関する適切な情報提供	A	国保年金課	—			
就学の支援	B+	学務課	—			
保育の支援	A	保育サービス課	—			
46	子どもへの継続的な支援	妻保護児童対策地域協議会	A	子ども家庭支援センター	A	
		児童虐待防止ケアシステム研修会				
		虐待防止支援訪問				
		見守りサポート事業				

課題17：関係機関等との連携推進

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向: (24)関係機関等との連携推進		所管課による自己評価		外部評価	
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題
47	DV担当者連絡会の充実	B+	男女社会参画課	A	B+
	東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携				
	警察、医師会等関係機関との連携				
	NPO等民間団体との連携				
	東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携	B+	福祉事務所	-	
	警察、医師会等関係機関との連携				
	NPO等民間団体との連携				
	母子緊急一時保護事業(再掲42)	B+	子ども政策課	-	
母子緊急一時保護事業(再掲42)	B+	子ども政策課	-		
要保護児童対策地域協議会(再掲46)	A	子ども家庭支援センター	-		

課題18：人材育成の推進

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向: (25)相談等に関わる人材の育成		所管課による自己評価		外部評価	
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題
48	専門研修等	A	男女社会参画課	A	A
	二次被害防止のための研修				
	相談員の精神的ケアへの対応				
	研修等資料の提供				

課題19：性別等に基づくあらゆる人権侵害や暴力等への対応

■一次評価(取組)⇒外部評価(重点取組・課題)

施策の方向: (26)性別等に基づく人権侵害の防止		所管課による自己評価		外部評価	
No. 取組	取組の内容、方策、事業など	取組に対する評価	所管課	重点取組	課題
49	セクシュアル・ハラスメントの防止	A	男女社会参画課	B	B+
	セクハラ研修等セクハラ防止に向けた啓発	B	※7 産業振興課 (公財)産業振興公社		
50	性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発	A	男女社会参画課	-	B+
	人権尊重に関する意識啓発の推進 性犯罪等の防止に向けた警察や区内交通機関等との連携				
施策の方向: (27)メディアへの対応					
51	メディア・リテラシーの向上	B+	男女社会参画課	B+	

※7 公益法人化(平成24年10月1日)等に伴い、「産業振興課」から「産業振興課」及び「(公財)産業振興公社」に変更

(写)

25板政参第28号
板橋区男女平等参画審議会

板橋区男女平等参画基本条例第23条第1項第2号に基づき、下記事項を
諮問します。

平成25年5月17日

東京都板橋区長 坂本 健

記

1 諮問事項

「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブ
プラン」の平成24年度実施結果に関する評価について

年 月 日	経 過
平成25年 5月17日	平成25年度第1回板橋区男女平等参画審議会開催
平成25年 6月21日	平成25年度第2回板橋区男女平等参画審議会開催 所管課ヒアリング実施
平成25年 7月29日	平成25年度第3回板橋区男女平等参画審議会開催
平成25年 8月16日	平成25年度第4回板橋区男女平等参画審議会開催
平成25年 9月2日	平成25年度第5回板橋区男女平等参画審議会開催 「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプランの平成24年度実施結果に 関する評価について」答申

板橋区男女平等参画審議会委員名簿

任期：平成23年11月14日～平成25年11月13日

氏名	団体等
◎ 関根 靖光	東京家政大学教授 (人間文化研究所所長)
○ 吉田 正幸	幼児教育・保育専門紙「遊育」代表取締役
片山 美由紀	東洋大学教授 (社会学部社会心理学科)
大木 美登里	社会保険労務士 (東京都社会保険労務士会板橋支部推薦)
安藤 建治	弁護士 (板橋法曹会推薦)
小林 英子	板橋区町会連合会女性部部長 (板橋区町会連合会推薦)
小原 道	板橋区民生・児童委員協議会蓮根舟渡地区会長 (板橋区民生・児童委員協議会推薦)
木田 孝雄	上板南口銀座商店街(振)理事長 ほか (板橋区商店街連合会推薦)
吉永 和恵	医師 (板橋区医師会推薦)
高田 由美	中根橋小学校PTA会長 (板橋区立小学校PTA連合会推薦)
今 正人	株式会社 夕二夕総合研究所代表取締役
百武 政信	板橋区立向原中学校校長 (板橋区立中学校長会推薦)
宇田川 幸子	公募区民
鈴木 陽代	公募区民
茂木 資子	公募区民

◎：会長 ○：副会長